

教育委員会会議 定例会

令和6年1月25日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 30 号 山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

第 31 号 「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（仮称）」（素案）に対するパブリックコメント（県民意見提出制度）の実施について

2 報告事項

（10） 第8回大村智自然科学賞受賞者について

（11） 令和9年度全国高等学校総合体育大会南関東ブロック大会の山梨県における開催競技会場地市町・競技会場の決定について

3 その他報告

（11） 令和6年度「山梨県学校教育指導指針」について

（12） 「やまなし障害児・障害者プラン2024」（素案）における「山梨県読書バリアフリー計画」について

議案第 30 号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

教育職員免許法施行規則の一部改正及び新教員免許管理システムへの移行に伴い、山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁義務教育課

題 名	山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則
趣 旨	教育職員免許法施行規則の一部改正及び新教員免許管理システムへの移行に伴い、山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する必要がある。
内 容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年7月、教育職員免許法施行規則の一部が改正され、特別支援学校教諭免許状の取得要件に関する規定が改正された（令和6年4月1日施行）。 ○ また、教員免許管理システムが新システムに移行することとなり、教育職員免許状授与証明書の様式が一部変更されることとなった（令和6年2月13日移行）。 ○ このため、山梨県教育職員免許に関する規則を改正する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>（1） 第3条第6項第4号において、教育職員免許法施行規則から引用する規定を次のとおり改める。</p> <p style="padding-left: 40px;">「第7条第1項の表備考4」→「第7条第1項の表備考6」</p> <p>（2） 教育職員免許状授与証明書（第13号様式）を教員免許管理システムの新システムで出力される様式に改める。</p>
施行期日	2（2）については令和6年2月13日から、2（1）については同年4月1日から施行する。
留 意 点	なし
参 考 事 項	なし

山梨県教育職員免許に関する規則（以下、「県規則」という）の一部を改正する規則の概要説明

（１）特別支援学校教諭免許状に関する規定の改正

【概要】

令和４年７月２８日付け４文科初第９６９号において県規則が引用している「教育職員免許法施行規則」の一部改正が行われた（令和６年４月１日施行）。改正の内容は、特別支援学校教諭免許状を取得する際の科目内容の変更・追加で「教育課程等に関する科目において、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする」、「知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする」、「第３欄（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこと」という内容が変更・追加された。

これに伴い、県規則が引用している条文の条ずれが発生したため所要の改正を行う。

具体的な内容については新旧対照表参照。

（改正箇所）

- ・ 県規則第三条第六項第四号の「第七条第一項の表備考第四号」を「第七条第一項の表備考第六号」に改正

（２）新システムへの移行に伴う教育職員免許状授与証明書の様式の改正

【概要】

令和５年１２月１９日付け事務連絡において、教員免許管理システム運営管理協議会より、令和６年２月１３日より稼働する新システムについて、現行システムとの変更点に関する事務連絡があった。この事務連絡内において「教育職員免許状授与証明書」の様式について一部変更が行われることが判明した。

これに伴い、上記に関する県規則の様式の改正を行う。

具体的な内容については新旧対照表参照。

（改正箇所）

- ・ 県規則第二十六条第二項の「第十三号様式」

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則の詳細説明

(1) 特別支援学校教諭免許状に関する規定の改正

(改正箇所)

A 改正する条項	B 引用している教育職員免許法施行規則の条項	C Bに係る教育職員免許法施行規則の規定内容
第三条第六項第四号	第七条第一項の表備考第四号 → 第七条第一項の表備考第六号	特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、教育実習の単位に替えることができる。

参考：国規則改正 新旧対照表

<p>第七条 〔略〕</p> <p>備考</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。別号及び法項において同じ。）において、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。</p> <p>イ・ロ 〔略〕</p> <p>三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する科目活動に関する内容を含むものとする。</p> <p>四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。</p> <p>五 第三欄に掲げる科目は、聴覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の障別の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p> <p>六・七 〔略〕</p>	<p>新</p>
<p>第七条 〔同上〕</p> <p>備考</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）において、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。</p> <p>イ・ロ 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>三 第三欄に掲げる科目は、聴覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p> <p>四・五 〔同上〕</p>	<p>旧</p>

教育職員免許法施行規則 新旧対照表

(2) 新システムへの移行に伴う教育職員免許状授与証明書の様式の改正
(改正箇所)

A 改正する条項	B 条項に規定されている内容	C Bに係る規定内容
第二十六条第二項	前項の願出により交付する証明書の様式は、第十三号様式のとおりとする。	新システムにおいては、教育職員免許状授与証明書の従来の様式より「有効期間の満了日」欄を削除し、教員免許の有効期間に関する情報は、備考欄に出力することとする。

参考1：特別支援学校教諭免許状に関する
規定の改正について（国通知抜粋）

4 文科初第 969 号
令和 4 年 7 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

文部科学省初等中等教育局長
伯井美德

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等につ
いて（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第24号）」（以下「改正省令」という。）が公布され、別添2のとおり「教職課程認定基準」（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり「教職課程認定審査の確認事項」（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が、別添4のとおり「特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方」（令和元年12月12日課程認定委員会決定）が改正されました。また、別添5のとおり、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（令和4年7月27日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）が策定されましたので、ご連絡いたします。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正等の趣旨

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「「令和の日本型学校教育」の構築

を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられた。

これらの会議において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、
・教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付けること
・見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること
等が提言された。

この提言を踏まえ、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「施行規則」という。）第7条第1項（特別支援教育領域に関する科目の単位の修得方法）等を一部改正し、特別支援学校教諭免許状の修得に当たって必要となる内容等を規定するものである。

併せて、文部科学省の下に令和3年10月に設置された「特別支援学校を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」及び同会議の下に設置された「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」における検討を踏まえ、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定するものである。

また、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、施行規則第5条等の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うものである。

第2 改正等の要点

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第3号関係）。
- ② 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第4号関係）。
- ③ 第3欄（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第5号関係）。
- ④ 令和6年3月31日において課程認定大学または教員養成機関に在学している者が、これらを卒業するまでに改正前の施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により旧規則第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位を修得する場合又は同日までに旧規則の規定により同科目の単位を修得した場合は、当該単位を改正後の施行規則（以下「新規則」という。）第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位とみなすこと（改正省令附則第2項関係）。

(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う規定の整備

- ① 高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等について、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うこと（施行規則第5条第1項、第9条、第10条及び第65条の8関係）。
- ② ①の施行日（公布日である令和4年7月28日）において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに旧

規則の規定により総合的な学習の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日において免許法認定講習・公開講座・通信教育の課程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を新規則に規定する総合的な探究の指導法等に関する科目の単位とみなすこと（改正省令附則第3項関係）。

2 教職課程認定基準等の改正

1の改正に伴い、教職課程認定基準等について、以下のとおり改正する。

(1) 教職課程認定基準

第3欄に掲げる「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に含むべき事項の改正に伴う改正（教職課程認定基準4-5（3））。また、1（2）①の改正を踏まえ、高等学校等に係る「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改正するもの（教職課程認定基準4-4（5）ii）等）。

(2) 教職課程認定審査の確認事項

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの作成に伴い、審査の確認の観点として、本コアカリキュラムを追加するもの（教職課程認定審査の確認事項2（7））。

(3) 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方

本コアカリキュラムの作成に伴い、教育課程（シラバス）についての審査の考え方を削除するもの。また、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」に係る取扱いについて、特別支援学校の設置状況等を踏まえ、削除するもの。

3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムは、1種免許状の取得に必要な単位を念頭に以下のとおり構成されている。

(1) 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

(2) 特別支援教育に関する科目

教職課程の第1欄から第3欄の科目に含めることが必要な事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の基準を「到達目標」として整理している。

① 【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目

② 【第2欄】特別支援教育領域に関する科目

- ・視覚障害者に関する教育の領域
- ・聴覚障害者に関する教育の領域
- ・知的障害者に関する教育の領域
- ・肢体不自由者に関する教育の領域
- ・病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域

③ 【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目

- ・発達障害者に関する教育の領域
- ・重複障害者に関する教育の領域

第3 施行期日等

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行日は令和6年4月1日とすること。ただし、第2の1(2)①については、公布の日から施行すること(改正省令附則第1項)。

また、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく教職課程については、大学において点検・見直しを行い、準備が整った大学においては科目等の変更届の提出により、令和5年4月から、それ以外の大学においては遅くとも令和6年4月には、特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する全ての大学において、新たな教職課程を開始すること。

第4 留意事項等

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むことについて(施行規則第7条第1項表の備考第4号関係)

特別支援学校においては、学校教育法施行規則第126条第1項、第127条第1項及び第128条第1項の規定により、原則、小学校等に準じた教育課程が編成されているが、知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校(以下、知的障害の特別支援学校という。)においては、同規則第126条第2項(小学部)、第127条第2項(中学部)及び第128条第3項(高等部)により各教科等が別に規定されており、特に示す場合を除き、全ての児童生徒に履修させるものとされている。また、同規則第130条第2項により、知的障害又は重複障害のある児童生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができることとされている。

知的障害の特別支援学校において、同規則第130条第2項の規定に基づき、各教科等を合わせた指導を行う際に、各教科等の目標及び内容への意識が不十分なまま指導が行われることのないよう、各学校には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を考慮し、各教科等の一部を合わせるのか、又は全部を合わせるのかを含め、その各教科等を合わせた指導の在り方について、カリキュラム・マネジメントの趣旨を踏まえて十分検討することが求められている。

今般の改正は、この趣旨を教職課程において反映するため、知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目において、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を取得する際の教職課程において履修する「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容との関連を図りつつ、知的障害者に関する教育の領域の特性を踏まえたカリキュラム・マネジメントが取り扱われるよう、新たに規定したものである。特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学においては、こうした規定の趣旨も踏まえ適切に当該科目を開設されたいこと。

- ② 単位の修得方法に係る取扱いについて

今般の単位の修得方法に係る改正については、新たに特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第7条第1項)のみならず、免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)の追加の定めを受けようとする場合(施行規則第7条第4項及び第6項)又は特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第64条第1項の表備考第1号、同条第2項の表備考第3号)に、修得を必要とする施行規則第7条第1項の表備考第2欄及び第3欄に掲げる

科目の単位についても適用されること。

なお、この場合であっても、旧規則に基づき修得した第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位については、新規則の同科目の単位とみなすこととしている(第2、1(1)④)ことから、本改正前に取得した単位を、免許状の新教育領域の追加の定めを受ける場合等に必要な単位に充てることは可能であること。

- (2) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく新たな教職課程の認定手続は、令和6年度開設の申請から適用されること。また、教職課程認定申請を行わない大学においては、科目等の変更届の提出により、手続を行うこと。なお、本件に関する説明会を本年9月頃に開催(web開催)する予定であること。詳細は、本年8月中に別途連絡する予定であること。

2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

(1) 「自立活動」について

第1欄の科目の「特別支援教育に関する制度的事項」にある「自立活動」の内容と、第2欄の科目で示している「自立活動」の内容との関連について、十分留意すること(別添5-4の「例1」を参照)。

(2) 欄間の考え方について

本コアカリキュラムは、必要最低限の内容を示したものであり、法令上、複数の障害を併せ有する者に関する教育については第3欄に示しているが、例えば、第2欄の教育課程及び指導法と第3欄の複数の障害を併せ有する者に関する教育とを関連させた授業の実施を妨げるものではないこと(別添5-4の「例2」を参照)。

(3) その他

本コアカリキュラムで示している内容に関する参考資料として、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」等の審議の過程で議論された内容を別添5-2で補足事項として示している。また、欄間の関係については各欄・科目の概念図を別添5-3において示している。加えて、欄間で関連する事項の取扱いの考え方は、別添5-4に例示している。

なお、これらの資料は教職課程認定審査の確認事項2(7)③において掲げる「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」には含まれるものではないこと。

(添付資料)

- ・別添1 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年文部科学省令第24号)
- ・別添2 教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)の改正(新旧対照表)
- ・別添3 教職課程認定審査の確認事項(平成13年7月19日課程認定委員会決定)の改正(新旧対照表)
- ・別添4 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方(令和元年12月12日課程認定委員会決定)の改正(新旧対照表)
- ・別添5-1 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム(令和4年7月27日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定)
- ・別添5-2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム補足事項
- ・別添5-3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける各欄・科目の関連 概観図
- ・別添5-4 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム(欄間で関連する事項についての取扱

いの例)

(参考 URL)

・文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

[担当]

(今般の改正等の趣旨、その他に関すること)

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係
03-5253-4111 (内線 3193) E-mail: tokubetu@mext.go.jp

(教員免許に関すること)

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 免許係
03-5253-4111 (内線 3968, 3969) E-mail: menkyo@mext.go.jp

(教職課程に関すること)

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教職課程認定係
03-5253-4111 (内線 2453, 2451) E-mail: kyo-men@mext.go.jp

第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日	年 月 日	
授与権者		
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
根拠規定		
備考		

年 月 日

授与権者 印

山梨県教育職員免許に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>(普通免許状の授与等の出願)</p> <p>第三条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項各号に掲げる書類のほか実務に関する証明書(第五号様式)及び実務の基礎となる免許状の写し又はその授与証明書を添えなければならぬ。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 特別支援学校教諭が免許法施行規則第七条第一項の表備考六により同表第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位を同表第四欄に定める単位に替えて第一項の願出をする場合</p> <p>五 略</p> <p>7 略</p>	<p>(普通免許状の授与等の出願)</p> <p>第三条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項各号に掲げる書類のほか実務に関する証明書(第五号様式)及び実務の基礎となる免許状の写し又はその授与証明書を添えなければならぬ。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 特別支援学校教諭が免許法施行規則第七条第一項の表備考四により同表第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位を同表第四欄に定める単位に替えて第一項の願出をする場合</p> <p>五 略</p> <p>7 略</p>

山梨県教育職員免許に関する規則新旧対照表

新

旧

第13号様式

第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地
氏 名
生 年 月 日 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日	年 月 日	
授与権者		
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
根拠規定		
備 考		

年 月 日

授与権者 印

第13号様式

(番 号)

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地
氏 名
生 年 月 日 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日	年 月 日	
授与権者		
根拠規定		
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
有効期間の満了日(終了確認期限)	年 月 日	
備 考		

年 月 日

授与権者 印

議案第 31 号

「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（仮称）」（素案）に対するパブリックコメント（県民意見提出制度）の実施について

提案理由

「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（仮称）」（素案）を策定するために、広く県民の意見を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（仮称）」（素案）に対するパブリックコメント（県民意見提出制度）の実施について
----	---

【概要】

子どもの読書活動の総合的な推進を図るため、平成29年3月に策定（令和4年3月に改定）した「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の計画期間が、令和6年3月に満了することから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）」を策定するところである。

計画の策定過程において、広く県民等の意見を反映するため、パブリックコメントを実施する。

【パブリックコメントの実施について】

県民意見提出制度実施要綱に基づき、「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（仮称）」（素案）について、意見を募集する。

（1）募集期間

令和6年1月27日（土）～令和6年2月9日（金）（14日間）

（2）募集方法

県民情報センター、地域県民センター及び生涯学習課に資料を備え付けるとともに、県のホームページに掲載し、意見を求める。

（3）意見の取り扱い

寄せられた意見については、県民意見提出制度実施要綱第7の規定に基づき取り扱う。

【今後の予定】

意見募集の結果を踏まえ、必要に応じて修正等を行い、令和6年3月に計画を決定し、公表する。

（参考）計画策定までの経過

「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（仮称）」（素案）の審議

令和4年12月～令和5年10月 山梨県子ども読書活動推進事業庁内検討会議開催（4回）

令和5年2月～10月 山梨県子ども読書活動推進会議開催（4回）

山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（素案）の概要

令和6年3月策定（予定）

第4次計画の策定にあたって

計画の趣旨

本県の子ども読書活動の一層の充実を図るために、「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」（H29.3 策定）による取組や子どもの読書活動を取り巻く環境の変化等で明らかになった成果と課題を踏まえ、今後の県の基本的な施策を示すとともに、市町村や民間団体等の活動の指針とする。

計画の位置付け

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に基づく計画
- 「山梨県教育振興基本計画」の個別実施計画

計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

県第3次計画の数値目標の成果

- ◎図書室・図書館の非利用率（全く利用しない人の割合）[H27⇒R5]
 - 小学校 22.9% ⇒ 38.5% [目標 14%] [全国 30.7%⇒40.9%]
 - 中学校 41.6% ⇒ 46.8% [目標 25%] [全国 57.0%⇒59.8%]
- ◎不読率（平日、学校の授業以外で読書をしていない人の割合）[H27⇒R5]
 - 小学校 17.5% ⇒ 21.1% [目標 11%] [全国 19.9%⇒24.5%]
 - 中学校 29.2% ⇒ 28.2% [目標 18%] [全国 35.0%⇒36.8%]
- ◎県立高校における図書館の授業利用時間（全高校の平均値）[H27⇒R4]
 - 118h ⇒ 80h [目標 120h]
- ◎市町村ブックスタート実施率 [H27⇒R4]
 - 74.1% ⇒ 92.6% [目標 89%] **達成**
- ◎小中学校におけるボランティア活用率 [H27⇒R2]
 - 55.6% ⇒ 55.9% [目標 62%]
- ◎市町村の推進計画策定率 [H27⇒R4]
 - 44.4% ⇒ 74.1% [目標 66%] **達成**

読書活動の現状

- ・コロナ禍の影響による閉館や利用の制限等により、図書室・図書館の利用が減少(本に触れあう機会の減少)
- ・学校段階が進むにつれて、読書離れが進む傾向
- ・スマートフォンやタブレット等、デジタル機器の利用時間が増加 (H29⇒R5 小中学生：約2倍 高校生：約1.5倍)
- ・学校の1人1台端末の導入による学習形態の変化に伴い、学校図書館の利用が減少
- ・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒や、日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の増加
- ・コロナ禍の影響により、外部の方を招いた読み聞かせ会等が減少

課題

- ・学校入学時の学校図書館に関するオリエンテーション等の充実
- ・**子どもの意見を取り入れた図書館運営**
- ・いつでも子どもが本に接することができる環境づくり
- ・デジタル社会に沿った、電子書籍等紙媒体以外の本の充実と活用促進
- ・学校図書館の利活用を基にした情報リテラシー教育の充実
- ・**全ての子どもの可能性を引き出すための読書環境整備と本にアクセスできる機会の環境づくり**
- ・司書教諭、学校司書の連携・協力、専門的な研修の機会の確保
- ・保護者や地域ボランティアへの研修・講座の充実

基本理念

全ての子どもたちに豊かな読書体験を ～豊かで幸せな人生（ウェルビーイング※）につなげるために～

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること

基本方針・具体的な施策

※「共通」は、「家庭」「地域」「図書館」「学校等」での取組

1. 子どもの読書活動を推進するための社会全体での取組

共通	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 家庭、地域、図書館、学校等との連携 推薦図書リストの作成、配布、活用の推進 読み聞かせ会等、読書の楽しさを知るイベント等の充実
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ブックスタート等による本と出会う場づくりの普及・促進
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見を取り入れた図書館運営 調査・研究、開発機能の強化 学校等への支援 連携・協力体制の整備
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見を取り入れた学校図書館運営 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進 体験活動、探究的活動と連動した取組の推進 情報リテラシー教育の推進 コミュニティ・スクール、地域学校協働活動と連携した読書活動の推進 学校図書館を活用した学校全体での取組の推進

2. 子どもの読書活動を推進する人材の育成

共通	<ul style="list-style-type: none"> 図書館職員、教職員、子育て支援に関わる職員への研修実施による専門性の向上 保護者、読書ボランティア等への講座の開催等による読書活動の支援 人材育成のための情報の提供
----	--

3. 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実

共通	<ul style="list-style-type: none"> 読書環境の充実 子どもが本に接することのできる環境の整備 特別な支援を必要とする子どもの特性や状況等に合わせた書籍の整備 日本語能力に応じた支援を必要とする子どもへの読書活動の推進
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 電子書籍を含む、図書館資料の充実と利用促進 相談体制の整備・充実
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある学校図書館に向けた環境の整備・充実 学校種間の移行段階における取組の推進 学校図書館DX化の推進

4. 子どもの読書活動を推進するための普及・啓発

共通	<ul style="list-style-type: none"> 各種読書イベント等の情報収集と提供 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「読書週間」等における普及・啓発 インターネット、SNSを活用した普及・啓発 子どもの読書活動の意義や重要性を伝える取組 調査の実施、県民の読書活動の推進
----	--

推進体制の整備

子ども読書支援センター：子どもの読書活動に携わる人及び子どもの読書活動を行う機関・団体に対する支援を実施

- 子ども読書支援センター（県立図書館内）の積極的な活用
- 諸機関の連携・協力の強化
- 市町村における推進体制の整備
- 計画を着実かつ効果的に推進するための進捗管理
- 理念の実現に向けた数値目標の設定（R10までに達成を目指す）

項目		実績（R5）	目標値（R10）
①図書室・図書館の非利用率（全く利用しない人の割合）	小学校	38.5%	19%
	中学校	46.8%	30%
②不読率（平日、学校の授業以外で読書をしていない人の割合）	小学校	21.1%	12%
	中学校	28.2%	22%
③公立高校の学校図書館での貸出冊数（一人あたりの年間平均貸出冊数）		5冊 ^{※1}	12冊
④市町村ブックスタート実施率		92.6% ^{※1}	100%
⑤ボランティア活用率	小学校	78.8% ^{※2}	100%
	中学校	8.8% ^{※2}	17%
⑥市町村の推進計画策定率		74.1% ^{※1}	100%

※1の数値は令和4年度 ※2の数値は令和2年度

典拠資料

- ①、②は「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）
- ③は「学校図書館白書」（山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会）
- ④は「山梨県の図書館—山梨県図書館白書—」及び県調査（山梨県立図書館、山梨県公共図書館協会）
- ⑤は「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）
- ⑥は「都道府県及び市町村における子どもの読書活動推進計画の策定状況について」（文部科学省）

(令和6年1月25日定例教育委員会資料)		課名	高校教育課
件名	第8回大村智自然科学賞受賞者について		
経緯	<p>○趣旨</p> <p>県内の中学生・高校生等の理科・数学及びこれらに関連した分野に対する興味・関心や知的探究心をより一層高めるとともに、新しい才能や可能性を発見し先端科学技術の発展に寄与できる人材の育成を図ることを目的に、大村智博士のノーベル生理学・医学賞受賞を記念し、平成28年度に創設。優れた実績をあげた中学生・高校生を表彰している。</p> <p>○募集期間 令和5年10月2日(月)から11月17日(金)</p> <p>○応募者数 中学生部門 1校 高校生部門 3校</p> <p>○選考委員会の開催</p> <p>日時 令和5年12月27日(水)</p>		
内容	<p>○受賞者</p> <p>[中学生部門]</p> <p>北杜市立甲陵中学校 2年 <small>かんだ けいご</small> 神田 啓吾さん</p> <p>研究テーマ まさかの土で発電！？</p> <p>～そもそも充電できるの？どうしたら多く発電できる？</p> <p>(主な受賞歴)</p> <p>第76回山梨県児童生徒自由研究発表会 優秀</p> <p>[高校生部門]</p> <p>山梨県立笛吹高等学校 植物研究部</p> <p>3年 <small>たけやま ゆうせい</small> 竹山 夕星さん 2年 <small>えんどう かほ</small> 遠藤 花穂さん 2年 <small>やなぎさわ あおい</small> 柳澤 碧さん</p> <p>2年 <small>たもり ゆうか</small> 田守 優花さん 2年 <small>さいぐさ るか</small> 三枝 留嘉さん 2年 <small>ごとう ゆうき</small> 後藤 優季さん</p> <p>研究テーマ 南アルプスの絶滅危惧植物タカネマンテマの生息域外保全技術の確立</p> <p>(主な受賞歴)</p> <p>第43回山梨県高等学校芸術文化祭自然科学部門生物部門 山梨県3位</p> <p>令和4年度地域環境保全功労者表彰(環境大臣)</p> <p>令和4年度第1回チャレンジ150山人会賞</p> <p>○表彰式について(予定)</p> <p>日時 令和6年2月5日(月) 16:00～</p> <p>場所 県庁別館 正庁</p> <p>※当日、大村智先生は出席の予定。</p>		

報告事項 1 1

令和9年度全国高等学校総合体育大会南関東ブロック大会の山梨県における開催競技会場地市町・競技会場の決定について

[別途資料配付]

令和6年1月25日 教育委員会

課・室名

高校教育課

<p>件名</p>	<p>令和6年度「山梨県学校教育指導指針」について</p>
<p>経緯</p>	<p>1. 県の教育施策の経緯（平成25年度以降）</p> <p>①平成25年度～30年度 「新やまなしの教育振興プラン」</p> <p>②平成27年度～30年度 「やまなし教育大綱」</p> <p>③令和元年度～令和5年度 「山梨県教育振興基本計画」</p> <p>基本理念「学び続け 共に生き 未来を拓く やまなしの人づくり」</p> <p>2. 「山梨県学校教育指導重点」（以降「指導重点」）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導重点は、県全体で重点的に取り組んでいく内容について、県の教育施策に基づいて年度ごとに作成したものである。 ・各学校では、2月中旬の県教委からの指導重点提示と説明を受け、それをもとに次年度の学校教育目標や教育計画等を検討し決定している。 ・今年度は当初、次年度からの新たな山梨県教育振興基本計画を指導重点として、地教委や各学校に提示することを検討していた。しかしながら、教育振興基本計画の公表が3月末となり、2月中旬までに各学校への提示ができないことから、今年度は指導重点を作成することとし、次年度以降は、指導重点の教育振興基本計画への一本化を検討していくこととした。 <p>※今回、指導重点の名称変更について検討し、「山梨県学校教育指導指針」とすることとした。</p>
<p>作成</p>	<p>1. 目的 「山梨県教育大綱」「山梨県教育振興基本計画（以降「基本計画」）に示された基本方針に基づき、学習指導要領を踏まえて、年度ごとに各学校が取り組むべき指導の指針を示す。</p> <p>2. 内容 ①指導指針（観点）を実現するために、校種ごとに、主な取組を具体的に示す。</p> <p>②各課共通版（<u>幼・小・中・高・特、全校種共通</u>）とする。</p> <p>3. 取組状況の確認</p> <p>①令和5年度の「指導重点」（以降R05版）への取組状況を、現「基本計画」の指標及び各校聞き取り結果に基づいて確認・検証する。</p> <p>②令和6年度から策定される新「山梨県教育振興計画（素案）」に盛り込まれる基本目標・基本方針を参考に、令和6年度の「指導指針」（以降R06版）作成に繋げる。</p> <p>4. R06版</p> <p>（表紙）県教育大綱・教育振興基本計画と「指導指針」の位置付け 子供主体の授業への授業観の転換（新基本計画、基本目標Ⅰ基本方針1）</p> <p>柱立て ○「学級・HR経営等の充実」を基に</p> <p>①「確かな学力」、②「豊かな心」、③「健やかな体」の育成</p> <p>（重点項目） （知） （徳） （体）</p>

	<p>④地域や世界で活躍できる人材の育成 ⑤特別支援教育の充実</p> <p>(トピック) ①これからの山梨県が目指す学校教育 ②教育 DX の推進 地域との連携・協働・共生をテーマに事例を挙げる</p> <p>◎主な取組 R05 版を原則踏襲, 検証し, 系統立って伝わるよう整理</p> <p>◎表紙への特だし「子供主体の授業への授業観の転換」 一斉授業スタイルから子供主体の授業へ</p> <p>①「確かな学力」学習指導要領に沿うよう整理 (問題発見・課題解決能力、言語能力、情報活用能力、指導と評価の一体化の充実)</p> <p>②「豊かな心」未然防止から具体へと流れるように順番変更</p> <p>③「特別支援教育」推進から充実へ、内容を拡充</p> <p>④「トピック」地域との連携・協働・共生を中心に、コミュニティ・スクール、インクルーシブ教育、地域クラブ活動を紹介、教育 DX の推進 県教委として伝えたい項目</p>
活用	<p>1. 高等学校・特別支援学校校長連絡会議及び、義務教育課「令和6年度指導重点」説明会を通じて学校に周知し、令和6年度各学校において活用する。</p>

観点

関連データ

主な取組

観点

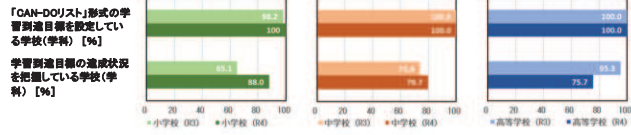
関連データ

主な取組

地域や世界で活躍できる人材の育成

地域の特色を生かした学習活動を通して、郷土への理解を深めることができるようにするとともに、児童生徒一人ひとりがグローバルな視点を持ち、社会的・職業的自立に向け、将来に必要な基盤となる能力や態度の育成に努める。

外国語教育における「CAN-DOリスト」形式の学習到達目標の設定状況等(小学校・中学校・高等学校)



R3年度、R4年度 英語教育実施状況調査(文部科学省) 都道府県別一覧表より

◇伝統や文化等に関する教育の推進◇

○ 『ふるさと山梨』の活用や地域との連携等により、郷土に関する学習を推進する。【小・中・高・特】

◇外国語教育の充実◇

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと【やり取り】」「話すこと【発表】」「書くこと」の4技能5領域の言語活動を着実に実施し、コミュニケーション能力を育成する。【小・中・高・特】
- CAN-DOリスト形式による学習到達目標を基にしたパフォーマンス評価を計画的に実施し、総括的評価に生かす。【小・中・高】

◇キャリア教育・職業教育の推進◇

- 「やまなしキャリア・パスポート」を活用し、年度始めや学期末、年度末など節目の時期に目標設定や振り返りの場を設けるとともに、教師等が対話的にかかわることで児童生徒のキャリア形成を促し、学年・校種間の学びをつなぐ系統的な取組を実践する。【小・中・高・特】
- 地域や産業界との連携・協働による職業教育や社会・地域課題の解決を通じて、人間力豊かな、地域を支えるリーダーの育成を図る。【高】

特別支援教育の充実

特別支援教育に関する専門性を高め、多様な学びの場(通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校)における教育の充実に努める。

すべての教職員が特別支援教育を標準装備に

障害のある児童生徒を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級にも在籍



◇教師の専門性の向上◇

- すべての幼児児童生徒に対して、特別支援教育の視点をもって指導・支援するために、特別支援教育に関する理解の促進と専門性の向上に関する研修会を実施する。【幼・小・中・高・特】
- 特別支援学校のセンター的機能の活用や関係機関との連携を密にし、個々の教育的ニーズに応じた教育活動の充実を図る。【幼・小・中・高・特】

◇教育内容・教育環境の充実◇

- 学校生活に困難のある幼児児童生徒に対し、適切な教育環境が提供できるよう、校内委員会をはじめとする校内支援体制の整備を行う。【幼・小・中・高・特】
- 学校生活に困難のある幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画を作成・活用し、個々の特性に応じた支援を行う。【幼・小・中・高・特】
- 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じて、必要な合理的配慮を提供する。【幼・小・中・高・特】
- 交流及び共同学習等により、障害(者)理解教育の機会を設定し、多様性を認め合える集団づくりを行う。【幼・小・中・高・特】

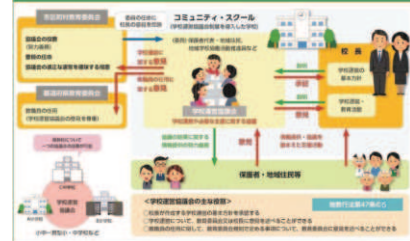
これからの山梨県が目指す学校教育



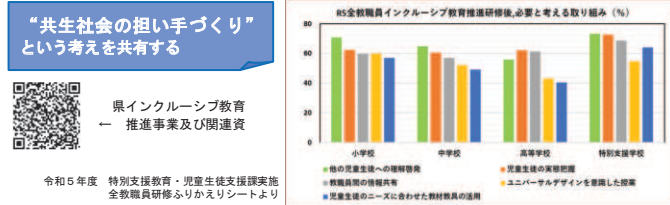
山梨県教育振興基本計画 (R6年策定) より抜粋

◇今、学校として取り組むべき事項の例

◎ 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入



◎ 「インクルーシブ教育」の推進



◎ 「地域クラブ活動」への移行

【平日と休日の活動(例)】

平日(学校部活動)	休日(地域クラブ活動)
バレーボール部	① 平日と同じ種目の活動(バレーボール)
	② 平日と異なる種目の活動(野球・サッカー等)
	③ 休み(ピアノなどの習い事等)

“スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会”を確保する

県「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

「教育DX」の推進

◇教育現場におけるDX化の意義

- ◎ 「教職員」の視点から → 一人ひとりに合った教育の提供、校務の負担軽減などが可能に
- ◎ 「児童生徒」の視点から → 場所を問わない学び、デジタルによる新たな学びなどが可能に

山梨県教育委員会

Yamanashi Prefectural Board of Education
山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
電話 055-223-1741(代表)



令和6年度山梨県学校教育指導指針

～重点を置きたい主な取組～



学習指導要領

山梨県学校教育指導指針

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- 地域や世界で活躍できる人材の育成
- 特別支援教育の充実

学級経営・HR経営の充実

『令和6年度山梨県学校教育指導指針～重点を置きたい主な取組～』は、『山梨県教育大綱(R6年策定)』『山梨県教育振興基本計画(R6年策定)』の方向性にもとづき、各校種を通じて県全体で重点的に取り組むべき指針を示したものです。学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成することが求められています。

山梨県教育大綱(R6年策定)

山梨県教育振興基本計画(R6年策定)

子供主体の授業への授業観の転換

現状の一斉授業スタイル → 多様な他者と協働したり、自ら自己調整したりして学習を進めていく「子供主体」の授業への転換が図られることにより、子供一人ひとりの関心・意欲や特性にもとづいた学びを実現する。

◎ 授業において1人1台端末などのICT環境を活用した、主体的・対話的で深い学びを充実する

◎ 課題解決型の探究活動やSTEAM教育等の教科等横断的な学びを充実する

山梨県教育振興基本計画(R6年策定)より

「子供主体の授業への転換」に向けた取り組みの参考例



県総合教育センターでは、ICTを効果的に活用し、教育の充実を図る際に役立つ情報や実践事例を公開しています。

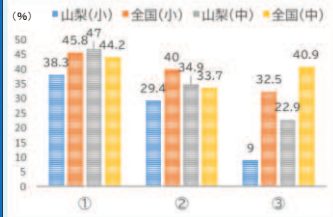
- 基礎・基本
- ツールの使い方
- 授業等での活用・実践

観
点

確かな学力の育成

学習指導要領の趣旨を踏まえた、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要な資質・能力の育成に努める。

小・中学校における児童生徒のICTの活用



- ①自分の考えをまとめ、発表・表現する場面では、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用させていますか。【週3回以上と回答】
- ②児童生徒がやりとりをする場面では、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用させていますか。【週3回以上と回答】
- ③PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか。【毎日利用できると回答】

R5年度 全国学力・学習状況調査質問紙調査(文部科学省)

◇授業の改善◇

- 児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促される授業づくりを行う。【小・中・高・特】
- 児童生徒が各教科等の「見方・考え方」を働かせられるよう、各教科等の特質に応じた言語活動の充実を図る。【小・中・高・特】
- それぞれの教科等の目標を実現するとともに、児童生徒の発達段階を考慮しながら情報活用能力を育成できるよう、1人1台端末等のICT環境を日常的かつ効果的に活用した授業の充実を図る。【小・中・高・特】
- 単元や題材など内容や時間のまとまりで、学習の過程や成果を評価し、資質・能力の育成に生かせるように、指導と評価を一体的に改善する。【小・中・高・特】

◇教育課程の評価・改善◇

- 幼保小の円滑な接続を図るため、「幼保小の架け橋プログラム」に基づく5歳児のカリキュラム及びスタートカリキュラムを実施し、評価・検証、改善に取り組む。【幼・小】
- 小学校高学年における教科担任制を推進し、義務教育9年間を見通した中学校区での教育課程を検討するとともに、小中連携による効果的な指導の実現を図るため、小・中学校合同の研究会を実施する。【小・中】
- 生徒の基礎学力の定着度合を定期的に測り、生徒の学力向上に資するため、各学校の実情に応じた適切な学習評価を実施し、PDCAサイクルを構築する。【高】
- 高校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図るため、関連する教育機関や企業等と連携し、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成することができるよう、教育課程の工夫や評価の改善に取り組む。【高】
- 障害や特性に応じて作成される個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、教育課程の評価と改善につなげる。【幼・小・中・高・特】

関
連
テ
ー
タ

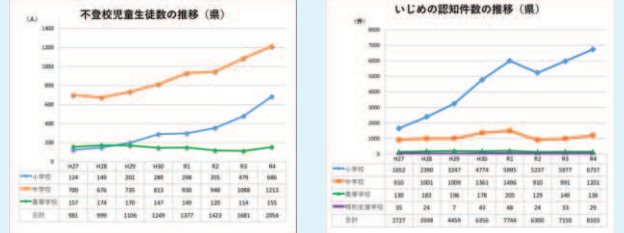
主
な
取
組

観
点

豊かな心の育成

豊かな心の育成を目指し、学校の教育活動全体を通じて、安心できる環境づくり及び児童生徒一人ひとりに対応した切れ目のない組織的な支援に努める。

関
連
テ
ー
タ



H27～R4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

◇人権教育・道徳教育の推進◇

- 自分の大切さや他の人の大切さを認めるために求められる人権感覚を涵養し、実践力や行動力を育成するため、児童生徒の発達段階や地域の実情に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権教育への取組を促進する。【小・中・高・特】
- 道徳教育の方針・重点、各教科・科目等との関係などを明らかにした全体計画に基づき、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。【小・中・高・特】
- 児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて道徳教育推進運動を実施する。【小・中・高・特】

◇いじめ・不登校等への対応◇

- 発達支持的生徒指導の充実を図るため、児童生徒の多様性を認め合う魅力ある学校づくりの研修を校内研修計画に位置付ける。【小・中・高・特】
- ケース会議等を通して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教職員、関係機関等と連携・協働し組織的な支援体制を構築する。【幼・小・中・高・特】
- 幼児児童生徒に切れ目のない指導や支援が継続されるよう、異職種間で情報交換等を行い、校内での共有を徹底する。特に、進級・進学時には留意する。【幼・小・中・高・特】
- 困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等への対処方法を身に付ける「SOSの出し方に関する教育」、「自殺予防教育」について取り組む。【小・中・高・特】
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るため、定期的に「学校いじめ防止基本方針」を見直し、状況に応じて改訂する。【小・中・高・特】
- 初期対応の重要性を踏まえ、複数の教職員による聴き取りを速やかに行い、状況を把握し、「チーム学校」として取り組む。【小・中・高・特】
- インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを理解させるなど、情報モラル教育を推進する。【小・中・高・特】
- 学校外で相談・指導を受けている不登校児童生徒の様子を把握するため、教育機関及び民間施設等と適切な連携を図る。【小・中・高・特】
- 貧困やヤングケアラーの状態にある児童生徒の早期発見・状況把握に努め、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。【小・中・高・特】



文部科学省 生徒指導要領(改訂版) 1

主
な
取
組

◇学級経営・ホームルーム経営の充実◇

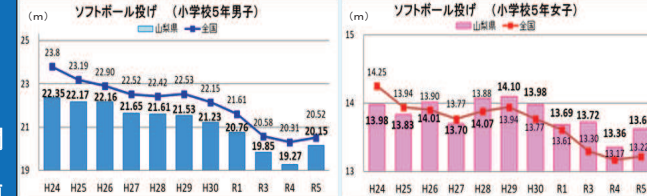
- 教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てる土台となる、学級・ホームルーム・学年等の集団づくりに取り組む。【小・中・高・特】
- 児童生徒が所属感、自己肯定感、自己有用感を持つことができるよう、集団・個人として課題解決に向けた目標や方法・内容等をまとめたり、決定したりする活動を行い、一人ひとりのよさや可能性を生かすよう取り組む。【小・中・高・特】

観
点

健やかな体の育成

学校の教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図り、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を相互に関連させながら、望ましい生活習慣の形成に努める。

関
連
テ
ー
タ



H24～R5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)
※R2年度は新型コロナウイルス感染症防止対策のため調査をしていない



R5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)
※体力合計点:50m走やボール投げ等8種類の測定値を、それぞれ10点満点に換算し、合計した得点

◇体力の向上◇

- 新型コロナウイルス拡大前の運動状況に近づけるため、体育授業における運動強度や体育的活動における実施内容の工夫(※1)、休憩時間における運動遊びの奨励(※2)に取り組む。 ※1【小・中・高・特】 ※2【小】
- 運動習慣、朝食摂取、十分な睡眠等、望ましい生活習慣の定着を通じて体力の向上を図る。【幼・小・中・高・特】
- 各学校の課題を踏まえた「健康・体力づくり一校一実践運動」に取り組む。【小・中・高】
- 体の基本的な動きを培っておくことが重要な時期に、投の運動遊び等、遊びの中から様々な体の動かし方を身に付けることに取り組む。【小】

◇健康教育の充実◇

- 健康に関する指導を、体育・保健体育をはじめとする各教科や特別活動、総合的な学習(探究)の時間等と相互に関連させて実践する。【小・中・高・特】
- 自らの健康を適切に管理し、望ましい生活習慣を確立していくための資質・能力を育成するため、健康と命の大切さについての理解を深めるがん教育等に取り組む。【小・中・高・特】
- 各学校の食に関する課題に応じた目標を設定し、課題解決に資する取組を計画的に行う。【小・中・特】

◇安全教育の推進◇

- 自校の安全教育に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直し・改善を行う。【幼・小・中・高・特】
- 交通事故等を未然に防ぐなど、児童生徒が自分で自分の身を守る能力を育むことができるよう、安全教育教材等を活用した実践に取り組む。【小・中・高・特】

主
な
取
組

(令和6年1月25日 定例教育委員会)		部等名	生涯学習課
件名	「やまなし障害児・障害者プラン2024」(素案)における「山梨県読書バリアフリー計画」について		
<p>【概要】</p> <p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、県が総合的かつ計画的に実施すべき施策を盛り込んだ「山梨県読書バリアフリー計画」(計画期間：令和6年度から8年度)を策定する。</p> <p>本計画は、障害者に関係する5つの計画を統合し、一体的なプランとして策定する「やまなし障害児・障害者プラン2024」(障害福祉課)の中に位置づけるもの。</p> <p>※統合する計画：山梨県障害者計画、第7期山梨県障害福祉計画、第3期山梨県障害児福祉計画、山梨県障害者文化芸術活動推進計画、山梨県読書バリアフリー計画</p> <p>【パブリックコメント(県民意見提出制度)の実施について】</p> <p>知事部局(障害福祉課)において、県民意見提出制度実施要綱に基づき、「やまなし障害児・障害者プラン2024」(素案)について、意見を募集する。</p> <p>(1) 募集期間 令和6年2月5日(月)～令和6年2月19日(月)(15日間)</p> <p>(2) 募集方法 県民情報センター、地域県民センター及び障害福祉課に資料を備え付けるとともに、県のホームページに掲載し、意見を求める。</p> <p>(3) 意見の取り扱い 寄せられた意見については、県民意見提出制度実施要綱第7の規定に基づき取り扱う。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>意見募集の結果を踏まえ、必要に応じて修正等を行い、令和6年3月にプランを決定し、公表する。</p>			

(案)

やまなし障害児・障害者プラン2024

(山梨県障害者計画

第7期山梨県障害福祉計画

第3期山梨県障害児福祉計画

山梨県障害者文化芸術活動推進計画

山梨県読書バリアフリー計画)

令和6～8年度

令和6年 月

山梨県



やまなし
-27-

5 読書バリアフリー計画

山梨県読書バリアフリー計画	
計画期間	令和6～8年度の3年間
目的 (位置付け)	<p>①視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方公共団体が定めるよう努めなければならない「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」</p> <p>②障害者基本法第11第2項に規定する山梨県障害児・障害者プランと一体とした視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画</p>
内容	<p>① 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する本県における現状、課題</p> <p>② 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し県が総合的かつ計画的に実施すべき施策</p>
根拠法令	<p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 第8条 (地方公共団体の計画)</p> <p>第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。</p>
計画の対象	<p>視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことや頁をめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者を対象とする。</p> <p>なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要である。</p> <p>また、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍を考慮しつつ取り組む必要がある。なお、本計画において、「書籍」には、雑誌、新聞その他の刊行物も含むこととしている。</p>

読書バリアフリー法の概要

読書バリアフリー法	
基本理念 (3条)	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること
国・地方公共団体の責務 (4条・5条)	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施 ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施
基本的施策 (9条～17条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条） 2 インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条） 3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条） 4 アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条） 5 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条） 6 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援（14条） 7 情報通信技術の習得支援（15条） 8 アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条） 9 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

読書バリアフリーの推進に向けた取組 施策番号：302～321

施策体系図



(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する

障害のある人の自立を促進する上で教育は重要な役割を担うことから、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育が受けられるよう積極的に支援していきます。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには経済的な基盤を確保する必要があることから、その能力に応じて適切な職業に従事することができるように、多様な就労の機会を確保するとともに、個人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練等、就労促進に向けた総合的な取組を関係機関と連携を図りながら実施していきます。

また、障害のある人が、文化芸術活動やスポーツなどにも積極的に参加できる環境を整え、地域での生活の質を高めていきます。

更に、障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報の提供やコミュニケーション支援を充実させていきます。

① 教育の充実

現状、課題等

- 障害のある子どもは、就学前の幼児期から適切な支援を行うことが重要であり、学齢期にかけて切れ目のない支援を行う必要があります。
- 就学先については、障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から決定する必要があります。
- 共生社会の形成に向けては、インクルーシブ教育システムの構築が重要であり、その構築のためには「山梨県教育振興基本計画」に基づき、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。
- インクルーシブ教育システムにおいて、障害のある人がその能力を可能な限り発達させることができる適切な教育の場を提供するとともに、障害のある人とない人が可能な限り同じ場で共に学ぶことができるよう配慮することが課題です。
- その実現のためには、専門性の高い教員の確保や、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた教育内容や教育方法を変更・調整するなどの合理的配慮が求められています。

主な取組

①-a 幼児期から学齢期における支援の充実

(i) 地域療育の推進

196. 地域療育等支援事業において、ケアマネジメント手法の習熟のための研修を担う地域療育コーディネーターの資質の向上を図るなど、事業の一層の充実に努めます。《児》〔障害福祉課〕

197. 社会福祉法人などが行う児童発達支援事業の拡充を図ります。《児》〔障害福祉課〕

【用語解説】 児童発達支援：

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う支援。

198. あけぼの医療福祉センターでは、障害のある子どもとその保護者を一時的に入所することができ、在宅療育及び日常生活に関する正しい知識を習得できる母子入所事業を実施します。《児》〔障害福祉課〕

199. 発達障害のある人に対して、障害の程度や特性に応じ、幼児期、学齢期及び成人期別に個別相談や集団療育を行うことにより、二次障害を予防し、社会的に自立した生活が営めるよう支援するとともに、保護者の養育技術の向上を図ります。《児》〔子ども福祉課〕

【用語解説】 二次障害：

発達障害のある人が周囲の理解を得られず、叱責・いじめを受け、生来の発達障害とは別の心の問題を抱えてしまうこと。

200. 発達障害の相談支援について、市町村を中心とした乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を構築するため、こころの発達総合支援センターにおいて専門研修や地域連携パスの活用促進などの地域支援を行い、民間や行政の支援関係者の資質向上を図ります。《児》〔子ども福祉課〕

201. 発達障害のある子どもが自らの特性を理解しながら職業観を育み、自立した大人となることを目指し、福祉、保健、教育及び労働関係者が連携し、身近な地域で思春期から就労準備のための支援が受けられる体制づくりを促進します。《児》〔子ども福祉課〕

202. 地域で生活する障害のある子どもの保護者間の交流を活発にし、在宅における療育についての情報交換などを行う機会の提供などに配慮します。《児》〔障害福祉課〕
203. 放課後児童クラブへの障害のある子どもの受入を促進することで、放課後の生活の充実を図ります。《児》〔子育て政策課〕

【用語解説】放課後児童クラブ：

放課後、児童館や小学校の空き教室などを利用して、保護者が就業などにより昼間家庭にいない小学校低学年の児童などに、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

(ii) 幼児教育の充実

204. 早期から障害の状態などに応じた専門的な相談や支援を受けられるよう、「サポートノート（山梨県版相談支援ファイル）」の活用を促し、特別支援学校のセンター的機能を発揮するとともに、盲学校及びろう学校の幼稚部における就学前の指導や教育相談の充実を図ります。《児》〔子育て政策課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
205. 保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入体制及び指導の充実を図ります。《児》〔子育て政策課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
206. 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受け入れる幼稚園などに対して助成します。《児》〔子育て政策課〕

(iii) 一人ひとりのニーズに応じた教育

207. 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズ、障害の特性等に応じた合理的配慮や、学齢期を通じて一貫した教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、組織的かつ計画的な支援体制の構築を図るとともに、その活用を促進し、学校間の引継や連携などの強化を図ります。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
208. 障害のある幼児児童生徒一人一人に対して、地域における総合的な支援を行うため、地区及び専門部特別支援連携会議を開催するなど、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携体制の充実を図ります。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課、障害福祉課〕

209. 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応を適切に行うため、医療的ケア運営会議を開催し、医療的ケアの在り方に関する実践的研究を推進するとともに、安全な教育活動が行われるよう校内体制の整備を推進します。《児》〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

210. 幼稚園及び小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を強化するため、特別支援教育支援員の研修を充実させ、その配置拡大を市町村に働きかけます。《児》〔子育て政策課、教育庁義務教育課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

【用語解説】特別支援教育支援員：

幼稚園及び小・中学校において、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター及び担任の教員と連携し、発達障害のある児童生徒に対する学習支援、身体障害や知的障害のある児童生徒に対する着替えや食事の日常生活上の介助、車いすによる教室間移動における介助、運動会や学習発表会などの学校行事における介助等を行うほか、周囲の児童生徒の障害に対する理解促進などの役割を担う者。

211. 障害のある生徒の社会的・職業的な自立の促進に向け、「個別の教育支援計画」（移行支援計画）の作成及び活用を通じて、家庭及び保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援の充実を図ります。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

212. 障害のある生徒の社会的・職業的な自立は、その能力、適性、障害の状態等に応じたきめ細かな指導が必要であることから、障害の特性などを見極め関係機関との連携を図るとともに、生徒が進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの職業教育や進路指導の充実を図ります。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

213. 軽度の知的障害のある生徒に対する社会参加や自立を促進するため、専門学科を設置した高等支援学校において、職業教育の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携強化を進めます。企業、事業所、福祉、労働等の関係機関の連携を強化し、インターンシップ及び産業現場における実習の充実や職域の拡大を図ります。《児》〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

214. 全ての学校において、特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」それぞれの学びの場における教育の充実を図ります。〔教育庁高校教育課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

【用語解説】通級による指導：

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として「通級指導教室（ことばと発達のサポートルームなど）」において特別な教育的支援を行うこと。障害による学習上及び生活上の困難さを改善克服するための学習（自立活動）を中心とした指導を行う。本県では、言語障害・発達障害・情緒障害・難聴の児童生徒への指導を実施している。難聴の児童生徒を対象とした通級による指導は、ろう学校が行っている。

215. 慢性疾患などのある児童生徒の教育の充実や、入院児童生徒の教育保障のためのネットワークの強化に努めます。《児》〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

①-b インクルーシブ教育の推進

205. 保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入体制及び指導の充実を図ります。《児》（再掲）〔子育て政策課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
206. 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受け入れる幼稚園などに対して助成します。《児》（再掲）〔子育て政策課〕
216. 就学前の相談・支援の充実を図るため、市町村の主体的な就学相談・支援体制の構築に向けた専門研修の実施などの取組を推進するとともに、県及び市町村における単独又は共同での教育支援委員会により、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化の充実を図ります。《児》〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
217. 総合教育センターなどにおける教育相談及び就学相談は、家庭及び保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら実施し、適切な就学支援がなされるよう努めます。《児》〔教育庁教育企画室、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
218. 障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場で共に学ぶことを実現するため、市町村教育委員会等への理解啓発、連続性のある多様な学びの場の体制整備等を行い、インクルーシブ教育の推進を図ります。（新規）〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

①-c 教育環境の整備

(i) 教員の専門性と指導力の向上

219. 全ての学校の教員を対象とした特別支援学校教諭免許状の認定講習を実施し、免許状保有率の向上を図り、特別支援教育を担当する教員の専門性及び指導力の向上に努めます。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
220. 特別支援教育の充実を図るため、全ての教員の専門性の向上を目指し教員のキャリアに応じた研修を実施します。(新規)〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
221. 総合教育センターにおいて、実践に役立つ教育課程の編成や学習指導方法などについての調査研究を行い、障害の特性などに応じた専門的な教育研修の充実を図ります。《児》〔教育庁教育企画室〕

(ii) 多様化する障害への対応

222. 特別支援教育は全ての学校において取り組む必要があることから、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員等それぞれの役割に応じた研修を実施するとともに、専門性の高い教員の計画的養成などに取り組み、教員の専門性の向上を図ります。《児》〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
223. 特別支援学校の教員と小・中学校及び高等学校の教員との人事交流を進めるとともに、専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を推進します。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
224. 特別支援学校に配置した理学療法士、作業療法士等の外部専門家の活用により、教員の専門性を向上し、特別支援学校における障害の特性に応じた専門的な教育の充実を図ります。《児》〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
225. 心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている情緒障害児などに対して、心理的治療などの支援を行っていきます。《児》〔子ども福祉課、障害福祉課〕

(iii) 特別支援学校の機能の充実

226. 特別支援学校の教室不足、施設の老朽化・大規模化の解消、障害の特性に応じた施設設備の充実等を検討し、特別支援学校の基礎的環境整備の充実を図ります。《見》〔教育庁学校施設課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
227. 障害者用トイレやスロープの設置など、県立学校における施設・設備の整備充実を図るとともに、バリアフリー対策を促進します。《見》〔教育庁学校施設課〕
228. 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を行うため、合理的配慮に基づくデジタル教科書やICTを活用した教材など新たな教材・教具の研究開発や指導法の充実を図ります。《見》〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
229. 全ての学校において特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、外部専門家の活用などにより特別支援学校におけるセンター的機能を強化し、通常の学級、特別支援学級及び通級指導教室の運営の改善や指導内容の充実を図ります。《見》〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

【用語解説】 P T等外部専門家：

理学療法士（P T）、作業療法士（O T）、心理士、言語聴覚士（S T）、視能訓練士及び歩行訓練士を特別支援学校に配置している。

【用語解説】 センター的機能：

特別支援学校では、小中学校などの要請により、障害のある児童生徒、又は当該児童生徒を担当する教師などに対して必要な助言や援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請などにより保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各特別支援学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンター的な役割を担っている。

② 雇用・就労・定着に向けた支援

現状、課題等

- 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労により経済的な基盤を確保することが重要です。
- しかしながら、本県では、民間企業に雇用されている障害のある人の数は増加傾向にあるものの、令和5年の障害者雇用率が2.25%と法定雇用率に達していません。

⑤ 情報の取得利用・意思疎通支援の充実

現状、課題等

- 障害のある人が適切な行政サービスを受けられるよう、行政機関における情報発信や行政サービスにおける配慮などについて更に取り組んでいく必要があります。
- また、パソコンなどを活用した情報収集や情報交換はコミュニケーションの幅を広げる有効な手段ではありますが、操作方法を学ぶ機会が少ないなど支援が必要です。
- 視覚、聴覚等に障害のある人の自立や社会参加を促進するためには、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保と情報提供が不可欠であり、一層の充実が求められています。
- アクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等(以下「アクセシブルな書籍等」という。)について、点字図書館や県立図書館等を中心に、各々の果たすべき役割に応じ、充実させることが重要です。また、アクセシブルな書籍等の製作等に関する人材を確保することも必要です。
- 国立国会図書館やサピエ図書館のインターネットを利用したサービスの提供体制や、様々な形態の書籍等や読書の手段についての周知をする必要があります。
- 司書や司書教諭等に対し、障害者の支援方法等に関する研修を実施するなど、資質向上を図る必要があります。

主な取組

⑤-a 行政サービス等における配慮の推進

284. 視覚障害のある人に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めてもらうため、広報誌（紙）について、点字版とデイジー版を作成し対象者に配布するとともに、県のホームページにも音声データ版を掲載します。〔広聴広報グループ〕
285. 県のホームページにおいて、障害のある人をはじめ全ての人の利用しやすさに配慮した情報提供を行うため、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組みます。〔広聴広報グループ〕
286. 聴覚障害のある人が、十分に情報を入手できるよう、知事記者会見や県の広報テレビ番組において手話を挿入します。〔広聴広報グループ〕

287. 市町村広報誌をはじめとした印刷広報媒体への音声コードの添付が普及するよう、市町村などに啓発するとともに、視覚障害のある人に対して音声コードの活用を周知します。〔障害福祉課〕
- 【用語解説】音声コード：
紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次コードで、活字文書読上げ装置により音声化される。
288. 障害のある人が、地域において安心して生活できるよう、行政職員、警察職員などに対し障害の特性についての理解を深めるため、研修内容の充実を図るなど、障害のある人に対する充実した研修を実施します。〔人事課、障害福祉課〕
289. 聴覚に障害のある人の障害福祉サービス支給申請手続をはじめとした各種手続におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、市町村窓口などにおいて、手話通訳を提供する環境の整備を促進します。〔障害福祉課〕
290. 警察署や交番、駐在所において市民応接を行う警察官を中心に、障害のある人への理解を深め、その立場に立った活動を行えるよう、手話講習会を開催します。〔警察本部地域課〕
291. 聴覚障害者用のコミュニケーションボードなどを交番及び駐在所に配備し活用を図るなど、障害のある人への対応の充実を図ります。〔警察本部地域課〕
292. 視覚障害のある人が投票しやすいように、「点字による候補者名簿」を各投票所に備え付けるとともに、国政選挙及び知事選挙では候補者の政見などを点字で記載した「選挙のお知らせ版」に加え、「選挙のお知らせ全文音声版」を作成して配布します。〔市町村課〕
293. 障害のある人や高齢者が投票しやすいように、市町村選挙管理委員会と連携し、投票所の段差解消、車いす用記載台の設置、点字投票のための点字器、老眼鏡の配備等のバリアフリー環境の向上を図るとともに、判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施などの取組を市町村へ促します。〔市町村課〕
294. 聴覚障害のある人の情報の確保及び知識の習得を支援するため、手話や字幕を挿入したビデオライブラリーの充実を図るとともに、貸出しを行う聴覚障害者情報センター及び富士ふれあいセンターの機能を充実します。〔障害福祉課〕

⑤- b 意思疎通支援の充実

295. 障害のある人の情報機器活用能力の向上のため、障害者ICTサポートセンターで行う障害者パソコン教室の充実を図るとともに、パソコンボランティアの養成、派遣事業を推進します。〔障害福祉課〕
296. 日本視覚障害者連合からインターネットを通じて送付される新聞記事などを点字プリンターで出力し、希望する視覚障害のある人に情報提供する点字即時情報ネットワーク事業を推進します。〔障害福祉課〕
297. 手話通訳を必要とする聴覚に障害のある人が、県外や県内の居住地以外の市町村へ移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するための支援を行います。〔障害福祉課〕
298. 聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションの支援ができるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成及び資質の向上を図ります。〔障害福祉課〕
76. 手話通訳者の同行が困難な状況においても、聴覚障害のある人の情報保障を確保するため、タブレットを使用してリモートで手話通訳を行う遠隔手話サービスの利用体制を整備します。(再掲)〔障害福祉課〕
299. 重複した障害のある盲ろう者のコミュニケーションの支援や社会参加を促進します。〔障害福祉課〕
300. 聴覚障害のある人が生活の様々な場面で手話を使いやすい環境を整備するとともに、関係団体と協力し、手話に対する理解促進とその普及を推進します。〔障害福祉課〕
301. 障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児が円滑にコミュニケーションを図ることができるように、補聴器購入等経費の一部を助成します。〔障害福祉課〕

⑤-c 読書バリアフリーの推進

(i) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等

302. 県立図書館・点字図書館において、障害の種類や程度に応じた様々な分野のアクセシブルな書籍等の充実に努めます。〔障害福祉課、教育庁生涯学習課〕
- 【用語解説】 アクセシブルな書籍等：
点字図書、拡大図書、音訳図書、デイジー図書、オーディオブック等の視覚障害のある人等が内容を容易に認識することができる書籍及び電子書籍
303. 視覚障害児等のための点字・拡大教科書の給与を促進します。《児》（新規）〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
304. 公立図書館・学校図書館と点字図書館が連携して、アクセシブルな書籍等を必要とする人が利用できる取組を促進します。（新規）〔障害福祉課、教育庁生涯学習課〕
305. 点字図書館におけるアクセシブルな書籍等や端末機器による読書機会の提供と、アクセシブルな書籍等の利用支援を行います。（新規）〔障害福祉課〕
306. 特別支援学校における視覚障害等の児童生徒の書籍の整理や読書スペースの整備を促進します。《児》（新規）〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
307. 県立図書館において、市町村立図書館、学校図書館等との連携を図り、「読書や図書館の利用に困難がある児童生徒」の読書活動を支援する取組を進めます。また、視覚障害のある人等の図書館利用について職員が学ぶ機会を提供し、視覚障害のある人等に具体的な利用方法について周知を図ります。（新規）〔教育庁生涯学習課〕
308. 県立図書館の館内の表示にピクトグラムや点字表記を使用するとともに、拡大読書器、デイジー図書再生機等の読書支援機器を設置して図書館利用の支援を行います。（新規）〔教育庁生涯学習課〕
309. 県立図書館で行っている代読サービスや郵送サービス等の周知を行い、利用促進を図ります。〔教育庁生涯学習課〕

(ii) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

310. 国立国会図書館やサピエ図書館のサービス周知を行い、視覚障害者等用のコンテンツの利用促進を図ります。(新規)〔障害福祉課、教育庁生涯学習課〕

【用語解説】サピエ図書館：

「サピエ」は、視覚障害のある人をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワークのこと。サピエ図書館はサピエのメインサービスであり、全国のサピエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や音訳図書などの全国最大の書誌データベースである。資料によっては貸出依頼や、コンテンツのダウンロードができる。

311. 県立図書館において、視覚障害のある人等が利用しやすい音声読み上げ対応等の電子書籍の充実を図ります。(新規)〔教育庁生涯学習課〕

(iii) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援

312. 点字図書や音訳図書、拡大図書、デイジー図書等の製作支援を行います。(新規)〔障害福祉課〕

(iv) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

313. ICTの利用相談、情報提供、在宅就労に向けた支援等を実施する障害者ICTサポートセンターの充実と、点字図書館等との連携の強化を図ります。〔障害福祉課〕
314. 障害のある人に対する情報のアクセシビリティ向上を図るため、視覚障害者用の活字文書読上げ装置や聴覚障害者用の通信装置などの情報支援機器の給付や貸与を促進します。〔障害福祉課〕
315. 県立図書館・点字図書館において、様々な形態の書籍等や読書の手段について最新の情報収集に努め、ホームページ等で広く情報提供を行います。(新規)〔障害福祉課、教育庁生涯学習課〕
316. 特別支援学校に配置されるICT支援員と連携し、端末機器に関する情報の入手や一人一人に応じた効果的な活用を促進します。(新規)〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

(v) 製作人材・図書館サービス人材の育成等

317. 司書等に対し、視覚障害のある人等への支援方法やアクセシブルな書籍等を利用するための研修を実施し、資質の向上を図ります。(新規)〔教育庁生涯学習課〕
318. 県立図書館の障害者サービスに関する情報提供や機器の展示会等を実施し、読書バリアフリーへの理解を深め、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて機運を高めます。(新規)〔教育庁生涯学習課〕
319. 国立国会図書館が実施する障害者サービス担当者向け研修等を受講し、図書館の障害者サービスの技術を習得してスキルアップを図ります。(新規)〔教育庁生涯学習課〕
320. 司書教諭等を対象に、支援方法等に関する研修等を実施し、資質の向上を図ります。(新規)〔教育庁高校教育課〕
321. アクセシブルな書籍等の製作や視覚障害のある人等の日常生活上のコミュニケーションの確保のため、点訳奉仕員や録音奉仕員の資質の向上を図ります。〔障害福祉課〕

第5章 数値目標

施策			指標	数値目標		集計方法	評価・検証の手法 (データ出所等)
柱	基本的	No.		現況	R6~8年度 目標値		
誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる	相互理解の促進	1	共生社会に対する認知度	51.6% (R5)	100%	単年	県政モニターアンケート結果 ※R8年度認知度
		6	発達障害に対する認知度	72.5% (R5)	100%	単年	県政モニターアンケート結果 ※R8年度認知度
		18	障害福祉に関する福祉教育を実施した小学校の割合	96.4% (R4)	100%	単年	義務教育課調べ (福祉教育実施状況調査結果) ※当該調査が実施されない年度は障害福祉課調べによる
			障害福祉に関する福祉教育を実施した中学校の割合	96.2% (R4)	100%	単年	
	の民間との連携・市町村との協働体制	22	ホームサーバー登録者数	34人 (R4)	45人	累計	障害福祉課調べ (山梨県肢体不自由児協会実績報告書)
		23	パソコンボランティア登録者数	92人 (R4)	107人	累計	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
	差別的意識の解消及び権利擁護の推進	30	心のバリアフリー推進に関する県政出張講座等への参加者数	57人 (R4)	100人	単年	障害福祉課調べ (県政出張講座等参加者数)
		32	障害者虐待防止・権利擁護研修参加者数	年間192人 (R4)	年間220人	単年	障害福祉課調べ (研修参加者数)
	ユニバーサルデザイン(アクセシビリティ)の推進・利用しやすい	39	「福祉マップやまなし」登録施設数	1,508施設 (R4)	1,520施設	累計	障害福祉課調べ (県ホームページ登録数)
		44	リフト付きタクシーの導入数	15台 (R4)	18台	累計	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		46	バリアフリー対応型信号機の設置数	348基 (R4)	354基	累計	警察本部交通規制課調べ
		50	身体障害者補助犬の育成貸与頭数	延べ43頭 (R4)	延べ51頭	累計	障害福祉課調べ (事業完了報告書)
		51	パーキングパーミット協力施設数	480施設 (R4)	530施設	単年	障害福祉課調べ (登録事業者数)
	安全・安心の確保	58	地域防災リーダー修了者数	6,880人 (R4)	7,480人	累計	防災危機管理課調べ (地域防災リーダー養成講座実績報告書)
		60	DPAT(災害派遣精神医療チーム)登録数	13チーム (R4)	20チーム	累計	健康増進課調べ
		71	高齢者等の見守りネットワーク設置市町村の県内人口カバー率 第2次山梨県消費者基本計画(算出方法は地方消費者行政の現況調査による)における目標値と同値	56% (R4)	100%	単年	県民生活安全課調べ (地方消費者行政の現況調査(消費者庁実施)結果)

施策			数値目標		集計方法	評価・検証の手法 (データ出所等)	
柱	基本的	No.	指標	現況			R6~8年度 目標値
望む場所、 快適な環境で自分らしく暮らす	自己選択・自己決定の支援	80	市町村障害支援区分認定調査員研修の実施回数	年間1回	年間1回	単年	障害福祉課調べ (研修実施実績数)
		84	精神障害者地域移行支援事業に係るピアサポーターの支援の回数	年間34回 (R4)	年間65回	単年	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		95	相談支援従事者初任者研修修了者数	年間114人 (R4)	180人	累計	障害福祉課調べ
		96	相談支援従事者現任研修修了者数	年間91人 (R4)	150人	累計	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		97	相談支援従事者主任研修修了者数	年間30人 (R4)	36人	累計	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		98	相談支援従事者指導者養成研修修了者数	年間14人 (R4)	9人	累計	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		106	グループホームの体験利用者数	年間98人 (R4)	年間141人	単年	障害福祉課調べ (国民健康保険団体連合会の自立支援給付費データ)
	質の向上 障害福祉サービス等の充実	128	短期入所事業所のベッド数(中北圏域を除く)	101床 (R4)	146床	単年	障害福祉課調べ (指定短期入所事業所の定員合計数)
		135	障害児通所事業所(児童発達、放課後等デイサービス)の指定事業所数	134事業所 (R4)	152事業所	累計	障害福祉課調べ (指定通所支援事業所の指定数)
		140	ホームページ等における障害福祉サービス等事業者の情報更新回数 ※H30年4月からサービスの質の向上を図るため、事業者の情報公開及び年1回以上の更新が義務付けられた。	年間1回	年間2回	単年	障害福祉課調べ (指定事業者の情報公開)
	保健・医療の充実	147	療育関係職員資質向上のための研修会実施回数	年間9回 (R4)	年間9回	単年	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		159	介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修(第3号・特定の者)修了者数	年間106人 (R4)	年間300人	単年	障害福祉課調べ (認定特定行為従事者登録数)
		163	【障害児福祉計画共通】 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置した市町村(圏域で設置した市町村を含む)	19市町村 (R4)	全27市町村	単年	障害福祉課調べ (市町村への調査結果)
		167	医療型短期入所事業所床数	21床 (R4)	30床	累計	障害福祉課調べ
		172	こころの発達総合支援センターと連携し、発達障害の診療・症例検討に携わる地域小児科医師の数	24人 (R4)	30人	累計	子ども福祉課調べ (発達障害医療支援体制整備事業医療連携会議参加者数)

施策			指標	数値目標		集計方法	評価・検証の手法 (データ出所等)
柱	基本的	No.		現況	R6～8年度 目標値		
自らの力を高め、いきいきと活動する	教育の充実	207	「個別の教育支援計画」を作成している小・中・高校生の割合	97% (R4)	98%	単年	特別支援教育・児童生徒支援課調べ
		211	県立特別支援学校高等部卒業生のうち就職を希望していた生徒の卒業時の就職率	100% (R4)	100%	単年	特別支援教育・児童生徒支援課調べ (進路状況調査)
		218	小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加	1,226人 (R4)	R6年度 R5年度比 R7年度 同6% R8年度 同4%	単年	特別支援教育・児童生徒支援課調べ
		224	特別支援学校での外部専門家活用ケース数	1,350件 (R4)	1,400件	単年	特別支援教育・児童生徒支援課調べ
	雇用・就労・定着に向けた支援	232	民間企業における障害のある人の雇用率 法定雇用率 ※令和6年度から法定雇用率が段階的に引き上げられる 令和6年4月 2.5%	2.2% (R4)	2.5%	単年	山梨労働局公表資料 (障害者雇用状況報告集計結果)
		248	県版障害者ジョブコーチの派遣回数	年間19回 (R4)	年間100回	単年	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		256	職業訓練修了3ヵ月後の就職率 ※第11次山梨県職業能力開発計画における数値目標	52.9% (R4)	55%	単年	労政人材育成課調べ (委託事業者等からの報告結果)
		261	農福連携推進センターが関わったマッチング件数	63件 (R4)	年間30件	単年	障害福祉課調べ
		265	産福連携コーディネーターが関わったマッチング件数	17件 (R4)	年間34件	単年	障害福祉課調べ
	障害者スポーツの推進	270	日本障がい者スポーツ協会公認指導員登録者数	168人 (R4)	190人	単年	日本障がい者スポーツ協会公表資料
		271	障害者スポーツ指導員等の派遣の場への障害のある人などの参加者数	年間693人 (R4)	年間730人	単年	スポーツ振興課調べ (事業実績報告書)
	文化芸術活動の充実	273	障害者文化芸術作品展の出品作品数	1,041点 (R4)	1,190点	単年	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
			舞台発表イベントの参加団体数	8団体 (R4)	32団体	単年	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		274	ふれあい創作活動で指導を受ける障害者数	年間525人 (R4)	年間725人	単年	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
	情報の取得利用・意思疎通	286	知事記者会見の手話通訳者配置率	100%	100%	単年	広聴広報グループ調べ
		288	県の職員対応要領で各所属に配置した「心のバリアフリー推進責任者」への研修会の受講者数	年間82人 (R4)	年間130人	単年	障害福祉課調べ (研修会受講者数)
		295	障害者パソコンボランティアの派遣人数	年間372人 (R4)	年間650人	単年	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		298	山梨県手話通訳者委嘱者数	55人 (R4)	68人	累計	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
			山梨県要約筆記者委嘱者数	24人 (R4)	30人	累計	障害福祉課調べ (事業実績報告書)
		309	障害者サービス登録者数	41人 (R4)	49人	累計	生涯学習課調べ
		310	サビエダウンロード数	14,133点 (R4)	14,533点	単年	障害福祉課・生涯学習課調べ
	313	点訳・音訳奉仕員養成研修修了者数	20人 (R4)	13人	単年	障害福祉課調べ (事業実績報告書)	

数値目標 全53項目